

平成23年度行政監査結果に基づき講じた措置等

行政機構改革・事務分掌の変更により、指摘事項の経営戦略室・市民福祉部社会福祉課所管事務は、平成24年度から財務部財政課、健康福祉部地域福祉課に移管しています。

指摘事項の要旨	措置内容
<p>1 第三者評価のあり方について（経営戦略室）</p> <p>加西市指定管理者評価委員会設置要綱の趣旨を踏まえ、加西市指定管理者制度モニタリングマニュアルの規定どおり、加西市指定管理者評価委員会を含めたモニタリングに係る年間計画を作成し、実施されたい。</p>	<p>（財政課）</p> <p>第三者評価については、その手法や委員会のあり方を含め、再度検討を行います。その中でモニタリングマニュアルとの整合性を図り、必要に応じた見直しを行います。</p>
<p>2 事業報告書について（市民福祉部社会福祉課）</p> <p>（1）管理経費の状況</p> <p>市は、指定管理者に対し、収支報告の作成にあたり、「事業活動収支差額」を「その他人件費等」に含めるように指導している。この指導に基づいて作成された収支報告では、正確性、合規性の視点から適正な収支状況を確認することが困難なものとなっている。</p> <p>よって、収支報告の報告様式を社会福祉協議会公益事業特別会計決算書の資金収支内訳表に準じた様式に訂正されたい。</p> <p>（2）施設の利用状況</p> <p>利用状況が、加西市健康福社会館全般の内容となっていることから、指定管理者が管理する施設の利用状況が正確に確認できない。</p> <p>よって、指定管理者の業務の履行状況が明確に分かる様式に訂正されたい。</p>	<p>（地域福祉課）</p> <p>（1）管理経費の状況</p> <p>平成23年度事業報告より新様式にて提出を求めます。 （別添修正後22年度収支報告のとおり）</p> <p>（2）施設の利用状況</p> <p>施設の利用状況について、平成23年度実績報告より貸館部分のみの様式に修正します。 （別添修正後22年度収支報告のとおり）</p>

指摘事項の要旨	措置内容
<p>3 加西市健康福祉会館の管理運営に関する基本協定書への記載について（市民福祉部社会福祉課及び社会福祉協議会）</p> <p>平成22年12月28日総行経第38号総務省自治行政局長「指定管理者制度の運用について」において、指定管理者との協定等には、①施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、②損害賠償責任保険等の加入に関する事項の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいとされている。</p> <p>しかしながら、加西市健康福祉会館の管理運営に関する基本協定書（以下、「年度協定書」という。）には、この旨の記載がない。記載することに特段の問題がなければ、早急に年度協定書に盛り込まれたい。</p> <p>また、管理業務にかかる独立した口座を設ける旨（下記5を参照のこと）及び指定管理者指定申請の際に事業計画書に記載された内容について指定管理者が確実に履行する旨の記載を、年度協定書に加えられたい。</p>	<p>（地域福祉課・社会福祉協議会）</p> <p>①施設管理の体制に関する事項については、仕様書5の（4）に業務詳細の事項のうち「管理運営のための体制の整備に関する事項」の明示を求めており、社会福祉協議会と協議の上、基本協定書に盛り込みます。</p> <p>また、健康福祉会館の管理に携わる職員等の体制について計画を求め、その実施状況の確認をしていきます。</p> <p>②損害賠償責任保険等の加入について、平成23年度も保険に加入しており、社会福祉協議会と協議し、基本協定書に盛り込みます。</p> <p>③确实履行の旨の記載について社会福祉協議会と協議し、基本協定書に盛り込みます。</p> <p>④独立した口座を設ける旨の記載について、社会福祉協議会と協議し、基本協定に盛り込みます。</p>
<p>4 年度協定書の別記事項について（市民福祉部社会福祉課及び社会福祉協議会）</p> <p>年度協定書第17条に「別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。」とあるが、年度協定書に「個人情報取扱特記事項」が添付されていない。個人情報の保護に関する重要な事項であるため、年度協定書に添付されたい。</p>	<p>（地域福祉課・社会福祉協議会）</p> <p>個人情報特記事項について、双方で内容を確認し、協定書に添付します。</p>
<p>5 管理口座について（社会福祉協議会）</p>	

指摘事項の要旨	措置内容
<p>指定管理者は、加西市健康福社会館指定管理者募集要項（以下、「募集要項」という。）において、「管理業務にかかる収入及び支出については、独立した口座を設けて管理を行う」とされている（募集要領6(1)②オ）。</p> <p>しかしながら、指定管理者は、指定管理に係るものと他事業とを合わせて一つの口座を使用している。管理業務に係る収入及び支出を明確にするためにも、管理業務専用の独立した口座を設けられたい。</p>	<p>（社会福祉協議会）</p> <p>健康福社会館の独立した管理業務専用の独立した口座を設けます。</p>
<p>6 利用者アンケートの実施について（社会福祉協議会）</p> <p>指定管理者は、モニタリングマニュアルにおいて、「利用者アンケートの実施」が定められている（同マニュアルⅢ1（A）（2））が、特に会議室利用者に対するアンケートが実施されていない。利用者の意見や要望を把握するため利用者アンケートを実施されたい。</p>	<p>（社会福祉協議会）</p> <p>監査委員からの質問に際して適切な答弁ができませんでした。アンケートについては、平成24年1月より実施済みです。</p> <p>内容、結果は別添のとおりです。</p>
<p>7 指定管理者関係規程等の再確認について（経営戦略室及び市民福祉部社会福祉課）</p> <p>加西市指定管理者制度運用の手引、モニタリングマニュアル、募集要項、指定管理者業務仕様書、年度協定書等の内容について再確認し、整合性がとれるように改訂されたい。</p>	<p>（財政課回答）</p> <p>加西市指定管理者制度運用の手引、モニタリングマニュアル等の再確認を行い、現状との乖離がある部分は、整合性を図ります。</p> <p>（地域福祉課回答）</p> <p>指定管理者制度担当部局と協議して、健康福社会館の募集要項、仕様書等のうち個別仕様の部分については地域福祉課で整合性のとれる改定を行います。</p>